

シユマン・デュポンテスの政治思想と敬神博愛教の成立

——フランス革命期における融和的「市民宗教」の誕生——

山 中 聡

【要約】 フランス革命期には、人々の習俗を刷新するための様々な試みが行われた。本稿では、これらの試みをより長期的な視点で理解する目的の下、革命期後半の第一次総裁政府期に成立した敬神博愛教に着目する。フランス史上初の政教分離が実施されていた総裁政府期において、諸宗教の中で唯一公権力の保護を受けた敬神博愛教は、近代以降世俗国家として発展したフランスに潜在する宗教性を捉える際、重要な意味を持つからである。本稿は研究の第一歩として、この宗教が成立した政治思想上の背景を考察した。敬神博愛教はマティエの学位論文以降研究が進んでおらず、単なる反カトリックの宗教と見なされることが多かった。しかし、本稿はその創設者であるシユマンの政治思想を検討し、以下の新事実を明らかにした。まず、シユマンが革命初期から現体制の存続を前提とした改革の実施と党派間の協調を重視していたこと。そしてジャコバン独裁期以降の政治・社会的混乱によつて総裁政府が機能不全に陥つたのを受け、彼が同様の政治思想を再び表明し、同時代の政治指導層に賛同を求めたこと。最後に、シユマンがジャコバン独裁期に学習したルソーの「市民宗教」論を土台としつつ、自身の理想「党派間の融和による現体制の存続」に貢献し得るエリート市民共同体を創出するため、敬神博愛教を創設したこと、である。

史料 九一巻二号 二〇〇八年三月

はじめに

フランス革命期には、旧体制期の価値観を否定し、新体制とそれが定める法にふさわしい人間を生み出すべく、様々な

制度や儀礼・シンボルの創設が繰り返された。とりわけジャコバン独裁期（一七九三年九月―一七九四年七月）には非キリスト教化運動や暦・地名の変更、そして各種革命礼拝の実施等、これを考える上で重要な要素が集中した。本稿はこうした現象をより長期的な視点で理解する目的の下、第一次総裁政府期から統領政府期（一七九六年―一八〇一年）にかけて信仰された敬神博愛教を取り上げ、その成立を巡る背景の一端について論じるものである。

敬神博愛教とは、フランス革命期後半の第一次総裁政府期に誕生した新興の宗教であり、その歴史は一七九六年九月、パリの書籍商Ⅱ印刷業者シュマン＝デュボンテス（以下シュマン）が、礼拝の基礎となるマニユアルを出版したことに始まる。根本の教義は「神の實在と靈魂の不滅」への信仰であり、信徒には三つの基本的な戒律「神を崇めよ」・「あなた方の同胞を慈しめ」・「あなた方を祖国に有用であらしめよ」の遵守が義務付けられた。マニユアル出版後、数名の仲間が協会の設立に協力し、翌年一月一日には第一回公開礼拝が実施された。その布教活動は当時の総裁ラ・ルヴェリエール＝レポー（以下、ラ・ルヴェリエール）の注目を受け、王党派を議会から追放した同年九月四日のクーデタ後、財政的援助等の保護を受けた。その後は半ば国家公認の宗教として各地に普及する。

前段の概略が示す通り、敬神博愛教は代議士や役人を務めた経験を持たない一介の書籍商Ⅱ印刷業者によって創設されたにもかかわらず、諸宗教の中で唯一公権力の保護を受けた。このことは、総裁政府の憲法が政教分離を謳っていた点を想起すれば奇異な印象を受けるが、革命以降のフランス史を考える上では注目される事象である。周知の通り、フランスでは一九世紀後半、共和派が世俗化によってカトリック教会の影響力を削減しつつ、教育政策に加え、革命期と同様に様々な儀礼・シンボルを動員して国民の統合を進めた。そして一九〇五年の政教分離法以来、フランスは「ライシテⅡ国家の世俗性」を国是とする国民国家として現在に至っている。けれども、こうした事実実は共和派が宗教と完全に決別したことを意味しない。実際、彼等が用いた儀礼やシンボルは、革命期のそれに劣らず濃厚な宗教的性格を有していた。^① それどころか、国民統合自体がある種の宗教的行為であったとさえ言えよう。故に、フランス史上初の政教分離が実施されて

いた総裁政府期において、敬神博愛教が公権力に保護されたことは、近代世俗国家としてのフランスに潜在する宗教性を捉えようとする際、極めて重要な意味を持つのである。その研究の進展は、この問題の究明にとって有益な知見を数多くもたらすに違いない。

ところで、敬神博愛教は一七九六年に創設されてから一八〇一年に組織としての活動を終えるまで、五年にわたって存続した。また、その教義体系は信徒の日常生活をも詳細に規定する程の精密さを持つている。紙幅の都合上、全ての期間・内容をここで論じることは難しい。したがって、本稿では革命初期から第一次総裁政府期までの期間に焦点を当て、敬神博愛教の成立と、シユマンがそれを創設した思想上の背景について考察する。宗教的特質に関しては中核となった思想（後述する「市民宗教」論）の分析に重点を置き、細部の検討は次稿に譲りたい。

では、関連する先行研究の見解を見ていこう。とはいえ、一九九一年にシュラトー、二〇〇六年には松島明男が指摘した通り、敬神博愛教についてはマティエが一九〇三年に浩瀚な学位論文を刊行した後、研究がほとんど進んでいない。また、後で述べるように、そのマティエの論文では関係史料の調査が明らかに不足している。このため先行研究では、十分な史料の根拠のないままに敬神博愛教の成立を論じる状況が長らく継続してきた。以下では、そうした点を踏まえた上で研究史を紹介していきたい。

まず、マティエはシユマンが敬神博愛教を創設した思想的背景について、何より彼個人の反カトリック的な思想傾向や啓蒙主義の影響を指摘している。敬神博愛教は、そのようなシユマンがカトリック信仰を排除し、代わりに自然宗教を中心とした市民道徳を普及させるための手段であった。マティエによれば、こうした特徴こそがラ・ルヴェリエールの保護を受けた直接の原因であった。^④

マティエのこのような見解は、本格的考察が他に現れなかったこともあり、前述のシュラトーやメイニエ、ラトレイユ、ウォロノフ等、多くの研究者の間で踏襲されてきた。^⑤一方で、二〇〇一年のリヴセイの研究のように、敬神博愛教の反カ

トリック的性格を否定する意見も存在する。一八〇一年に出版されたシュマンの著書『敬神博愛教とは何か』には、「その『敬神博愛教の』唯一の目的は、一つの慈悲深い制度を創ることだった。そしてそれは革命の傷を癒し、相互の寛大さや全ての過ちの忘却を説くことで、人々の心を和解させるものであった。また、全ての宗派を普遍的な寛容に連れ戻すものであった」という記述がある。リヴセイはこれを根拠に、シュマンが革命で分裂した党派・宗派間の融和を促進するため、自然宗教に基づく敬神博愛教を布教したと述べている^⑦。

以上のような研究動向は、シュマンが敬神博愛教を創設した思想的背景と、その思想が規定したこの宗教の性格について、マティエとリヴセイの間に大きな見解の相違（反カトリック的宗教か、党派・宗派の融和を図る宗教か）が生じていることを物語る。まずはマティエの見解に存在する問題について見ていこう。前述の通り、彼は敬神博愛教創設の目的を専らシュマンの宗教思想に帰している。しかしながら、新史料の発見を含めた本稿の調査により、シュマンは革命初期から本業の書籍商Ⅱ印刷業に加え、新聞の発行や著書の出版を通して、政治に関する自らの意見を積極的に表明していたことが分かった。その総量は宗教的な事柄に関する言説を大きく上回る。何より第一次総裁政府期の敬神博愛教には、そのようなシュマンの政治的な主張が多分に込められていた。故に、この宗教が成立した思想的背景を解明するには、まずもってシュマンの政治思想の特質、及びその革命初期からの展開を考察することが不可欠である。宗教思想については、本稿が明らかにする彼の政治思想と「市民宗教」論の相互関係を土台にしつつ、改めてその具体的様相を検討されるべきものと考ええる。

シュマンの政治思想を考察する際は、関連史料の作成時期や、その出版を巡る状況についても注意が必要である。周知の通り、ジャコバン独裁期や第二次総裁政府期（王党派を追放した一七九七年九月四日のクーデタ以降）には、過酷な出版統制が敷かれ、種々の革命礼拝が世論を強権的に誘導した。書籍商Ⅱ印刷業者であるシュマンが、そうした状況に無自覚であったとは考え難い。そのため、この点を追究する際は、出版物に対する公権力の動向と、それに対する彼の反応を視野

に入れた総合的な判断が要求されることになる。

次にリヴセイの見解に存在する問題について見ていこう。実は、敬神博愛教の成立に関する本稿の立場は、基本的にはリヴセイのそれと共通する。けれども、彼が典拠として利用した史料には大きな難点がある。先に一部を引用したシユマンの著書『敬神博愛教とは何か』は、一七九九年にシユマンがハールレム（オランダ）のタイラー協会神学部門に宛てた懸賞論文を元にしており、その論題はキリスト教との友好関係に関するものであった。^⑧また、出版年である一八〇一年の一〇月には、既存宗教を優遇する統領政府が敬神博愛教を弾圧している。となれば、賞の獲得や弾圧への抗議を優先する必要から、内容に誇張や歪曲が施されていた可能性を疑わずにはおれない。そこから浮かび上がるのは最晩年の敬神博愛教の姿のみであろう。この点を踏まえ、本稿では敬神博愛教の成立を考えるにあたり、可能な限り同時代の史料を用いることにする。

加えて、リヴセイは（議論の方向は異なるがマティエも）敬神博愛教が自然宗教に基づいていた点を強調するが、本稿一・三章で述べる通り、敬神博愛教は正確には自然宗教ではなく、「市民宗教」論をその本質としていた（両者の差異については詳解する）。ルソーによつて考案された「市民宗教」論は、ジャコバン独裁期の革命家が人民の間に祖国愛を普及させるべく、頻繁に援用した思想である。しかし、第一次総裁政府期のシユマンは、その「市民宗教」論を基盤としながらも、前の時代の革命礼拝とは性格を異にする独自の「融和的宗教」を創り上げた。こうした事実はフランス革命史を長きにわたり規定してきた二項対立的図式（共和派・啓蒙思想）対「王党派・教会・キリスト教」^⑩を相対化し、実際にはより多様で複雑な現象が生じていたことを示すものである。本稿が敬神博愛教の成立に注目し、その政治思想上の背景を検討する最大の意義は、この点に見出される。

これらの課題を踏まえ、一章では出版物を巡る公権力との緊張関係に留意しつつ、革命初期からジャコバン独裁期にかけてのシユマンの政治思想を考察する。二章では同様の視点からテルミドール期以降の展開を考える。そして三章では

一・二章の成果を元に、第一次総裁政府期に成立した敬神博愛教とシユマンの政治思想の関連について検討する。

- ① 具体例としては長井伸仁『歴史がつくった偉人たち——近代フランスとパンテオン』山川出版社、二〇〇七年、一一八—一二〇、一四五—一四八頁。
- ② 政教分離の施行は二七九五年二月一日からである。
- ③ Suratteau, J.-R., «Le Directoire avait-il une politique religieuse?», *Annales historiques de la Révolution française*, N° 283, 1991, pp. 87-92. 松岡野男「近代フランスにおける公認宗教体制と宗教的多元性」『歴史』高山博編『信仰と他者——寛容と不寛容のヨーロッパ、宗教社会史』東京大学出版会、二〇〇六年、二六九頁。
- ④ Mahiez, A., *La théophilantropie et le culte décadaire, 1796-1801: essai sur l'histoire religieuse de la Révolution*, Paris, 1903, pp. 82, 90-92, 207, 260.
- ⑤ Meynier, A., *Les coups d'état du Directoire: le dix-huit fructidor an V*, 2vols., Paris, 1928, vol. 1, p. 39; Latreille, A., *L'Église catholique et la Révolution française*, 2vols., Paris, 1946, vol. 1, pp. 258-259; Woronoff, D., *La République bourgeoise de Thermidor à Brumaire, 1794-1799*, Paris, 1972, rééd., 2004, pp. 149-150; Tulard, J. et al. (éd.), *Histoire et dictionnaire de la Révolution française, 1789-1799*, Paris, 1987, pp. 1116-1117; Bianchi, S., «théophilantropie», Soboul, A. et al. (éd.), *Dictionnaire historique de la Révolution française*, Paris, 1989, rééd., 2005, pp. 1029-1030.
- ⑥ Chemin-Dupontes, J.-B., *Qu'est-ce que la théophilantropie?*, an X, 1801, BNF, 8-LD188-38, p. 10. 訳「BNF 中 La Bibliothèque nationale de France の略」。
- ⑦ Livesey, J., *Making Democracy in the French Revolution*, Cambridge, 2001, pp. 206-208. 尚「革命祭典の研究で知られるオズーフ」基本的にはブライエの見解を踏襲しながらも、敬神博愛教が自然宗教（理論）を用いて共和主義とキリスト教を融和させた点を描き出す。Ozouf, M., «Religion révolutionnaire», Furet, F. et Ozouf, M. (dir.), *Dictionnaire critique de la Révolution française*, Paris, 1988, pp. 610-611. オズーフ, M（阪上孝訳）「革命的宗教」『フェレ・オズーフ, M 編（河野健二・阪上孝・富永茂樹監訳）『フランス革命事典四——制度』みすずライブラリー、一九九九年、五五—五七頁。
- ⑧ Chemin-Dupontes, *op. cit.*, p. 5. タイラー協会は一七七八年に設立された学術団体。尚「論題は二点あり、その第二点は「彼等」〔敬神博愛教徒〕の教義及び儀式と、キリスト教徒のそれとの間にはいかなる関係があるか」及び第三点は「宗教全般、そして特にキリスト教のために、人はこの協会に何を期待すべきか」である。
- ⑨ 但し、ルフォーウルは敬神博愛教が「市民宗教」であるとを認識していた。Lefebvre, G., *La France sous le Directoire, 1795-1799*, Paris, 1977, pp. 87, 553-554.
- ⑩ 谷川稔「十字架と三色旗——あつひとの近代フランス」山川出版社、一九九七年が解説。

第一章 ジャコバン独裁期以前におけるシュマンの政治思想

本章では、革命初期からジャコバン独裁期までの期間に焦点を当て、シュマンの政治思想の特質、並びにその展開について考察する。また、彼が第一次総裁政府期に表明した政治思想との関連も併せて検討する。

(一) 革命初期の政治思想

シュマンの生涯については没年（生年は一七六〇年）でさえ一八五二年頃と推定されるなど、不明な点が多い^①。しかし、革命期の活動についてはある程度早い段階から把握できる。一七九〇年八月一二日以降、彼は日刊紙『ル・ブウル・エ・ル・コントル』を発行していた。この新聞はマティエによつて紹介はされたものの、内容の分析はほとんど行われていない。故に、まずは同紙でシュマンが表明した政治思想について考察する必要がある。尚、彼は紙面において自らを「卸売商」と名乗っていた。これはある程度の規模を持つ事業を展開していたことの証左であり、兼業の印刷業の社会的地位が低いものではなかったことを考えると、当時のシュマンは少なくとも中流ブルジョワ程度の収入は確保していたと思われる。また、彼は自分の新聞に近日販売する書籍の情報も付記していたが、そこでは後に敬神博愛教の有力信者となる代議士クルゼーラトウシュの著書も扱われていた^③。彼が政治指導層とも取引を行っていたことを窺わせる事実である。

この『ル・ブウル・エ・ル・コントル』の編集方針は、第一号の冒頭に「私はカプチン会士でも、ジャコバンでも、一七八九年クラブ出身でも、王党派でも、オーストリア人でも、オルレアン派でも、アメリカ人等々でもない。私は祖国を愛し、そして自由でありたい」とあるように、特定の党派に与した主張は行わないというものである。こうした立場を取る理由として、シュマンは「彼〔人民〕を常に同じ考えで育めば、自分と同じようには考えない者達を焼き尽くすことも辞さない不寛容な狂信者を作る」ことを挙げ、同紙を通して多様な意見の紹介に努めることを宣言した。実際、最初に紹

介されたのは「アリストクラシーの筆による最も精力的なパンフレットの二つ」（翌日の第二号）であった。^④

一七八九年に「出版の自由」が保障された後、パリを中心に無数の新聞やパンフレットが発行された。前段で引用した一節は、それらの新聞が多様な持論を展開し、時に対立したことを表すものであろう。もともと、シュマンの新聞が発行された時期は全国連盟祭（一七九〇年七月一四日）の終了直後であり、革命の状況は比較的平穏であった。しかし同紙はその後、論調の「アリストクラシー化」を心配する「一部の公衆」^⑤に配慮して、第一三三号（一七九〇年八月二五日）からは『ジュルナル・ド・ラ・レポリュシオン』に名を変えた。紙面も改変され、主要テーマとして憲法制定議会とジャコバン・クラブの議事、及び国外と諸県の情報を扱い、編集者の意見を述べる「雑録」が設けられた。この新聞は一七九一年一〇月三日までの号が残存している（但し欠番あり）。紙幅の都合上全ての記事は紹介できないが、シュマンの政治思想を知る上で重要な記述については考察しておきたい。

まず、シュマンは革命の進展を基本的には受け入れる立場を表明しており、なかでも読者には議会が定めた法の尊重とその遵守を求めている。そのことは、「雑録」の中に「法に与えられるべき敬意」という項目を設け、「あらゆる時代の経験は以下のことを証明した。すなわち、人間は法なしでは自由でいられないことを」^⑥（第二二〇号、一七九一年三月二〇日）と述べていたことから傍証されよう。このような姿勢は、法の制定が世論の分裂を招いた時にも同様に示された。例えば、一七九〇年七月に採択された聖職者民事基本法（カトリックの教会組織を肅正し、聖職者の特権的待遇を撤廃して彼等新たな市民的秩序に統合しようとした）^⑦は、カトリック教会の反発を招き、革命が激化する一因にもなったが、彼は基本法を非難する貴族や「アリスクラティックな新聞」に対して「彼等とはや打倒された宗教と王政のことしか話さない。しかし、彼等が大げさに話すのは彼等の利益のためだ」（第八〇号、一七九〇年一〇月三一日）と述べ、同法の正当性を主張した。シュマンは国王についても「フランス人は彼〔国王〕によって受諾され、承認されたもの以外の法を認めない」（同じく第八〇号）と述べ、法に基づく統治をする限り全面的に支持することを言明していた。しかし、国王一家逃亡未遂事件

(一七九一年六月二日)が発覚すると、「国王、私は何をいつているのだ。国王だって？我々にとつて彼はもはや国王ではない」(第三一四号、一七九一年六月二日)と述べ、露骨な幻滅と敵意を表明した。また、バルナーヴを始めとする議会の多数派が国王の逃亡を一種の「誘拐事件」と見なし、事態の鎮静化を図ろうとした際も、それを「全てをブイエ〔逃亡の協力者〕とその一味になすりつけようとする邪な裏切り」(第三三九号、七月一七日)と呼んで非難した^⑧。

但し、この事件を契機として共和制の実施を求める議論が噴出し、革命派が分裂の危機に瀕すると、シュマンはそれを回避するよう勧告している。例えば七月一七日にはコルドリエ・クラブが国王廃位の請願を敢行し、シャン・ドール・マルス広場での流血事件に発展した。しかし、彼はこの件を「外国権力の密使」による陰謀と見なす一方、政体に関わる重要問題としては扱っていない(第三四四号、一七九一年七月三日)。また、同様に共和制の是非を巡ってジャコバン・クラブが分裂した件については「ペティヨンとロベスピエールのみが自由の揺り籠を捨てなかった」(第三四一号、七月一九日)と評し、クラブから離反した議員を批判したが、次号(第三四二号、七月二〇日)では双方が融和して「フランスの幸福」のために協力することを希望している。加えて、一七九一年憲法を国王が承認した件については「我々が筆を執っている時、我々は全フランスに喜びとおそらくは平穩をもたらす真の証拠を受け取る。それは、国王が憲法に愛着を持つための新たな絆だ。何故これだけの証拠を信じないことがあるのか？」(第四一四号、九月三〇日)と述べ、国王の今後の姿勢に期待する意向を明らかにした^⑨。

以上の考察から、革命初期のシュマンが、議会によつて定められた法への敬意とその遵守を求めていたこと、加えて、少なくとも立法議会が開会した(一七九一年一〇月一日)直後までの期間、憲法制定議会が当初から樹立を予定していた現在の体制＝立憲君主制の存続を志向し、共和制への転換も求めてはいなかったことが明らかとなった。当時はわずかな例外を除いて「出版の自由」は保障されていたから、これは彼の主体的な意見の表明と考えてよいだろう。もともと、立憲君主制の存続を巡るこうした論調は当時一般的であり、シュマン一人に限ったものではなかった。とはいえ、一般的な世

論の動向（と見なしたものの）に自分の意見を同一化させることもまた、ある意味では主体的な選択の結果である。実際、本節で紹介したような現体制の存続と党派間の融和に関する彼の主張は、第一次総裁政府期にも世論の主流を代表するものとして紹介・推奨されることになる。

（二）ジャコバン独裁期の政治思想

前節でも述べた通り、革命初期には「出版の自由」が保障され、数多くの新聞が多様な持論を展開した。ところが一七九二年八月に王権が停止されると、政府による王党派新聞の取締りが始まった。また、翌年六月にジロンド派を追放したモンターニュ派は新聞事業を独占し、九月には反革命容疑者法を定め、厳格な出版統制を実施した。一連の政策は書籍商や印刷業者、何より著作家の仕事に多大な影響を与えたと思われるが、シュマンは当時どのような思想を表明していたのか。残された史料を元に考察を進めていこう。

この時期にシュマンが出版した書籍の内、タイトルが把握できるものは表一に列記した通りである。これらの内で現存が確認できた『共和国の初等読本』（表一の二）、『若き愛国者の友』（表一の四）、『サン・キュロットの道徳』（表一の六）は、全てシュマン自身が執筆していた。三書の正確な出版時期は不明であるが、内容から判断して、おそらく一七九四年一月以降に出版されたものと思われる。

まずは『共和国の初等読本』と『若き愛国者の友』を見てみよう。両書は読み書き計算の方法を示した初等教科書であり、前者には「自由・平等・友愛」や「人民主権」等の革命的理念を子供向けに説明した記述が見られる。後者ではバスチーユ襲撃や王政廃止、ジロンド派追放等の革命的事件が紹介され、併せて一七九三年憲法の全文、自由の殉教者バラのパンテオン葬に関する報告（一七九三年二月二十八日）も掲載されていた。また、『エミール』の登場人物や『社会契約論』の用語（「一般意志」等）を用いてモンターニュ派権利宣言を解説している点から、シュマンがルソーの著書を参照し

表一 ジャコバン独裁期にシュマンが発行した出版物

1『共和国の初等読本』(価格:12sol)
2『国民の初等読本』(3s)
3『フランスの憲法』(6s)
4『若き愛国者の友』(20s)
5『権利の宣言、愛国的な歌で』(6s)
6『サン＝キュロットの道徳』(価格不明)
7『工芸における諸発明の新聞』(購読料不明)

※タイトルは略記、送料・付録の有無で価格は変わる

たことも読み取れる。

先にも述べたように、革命初期のシュマンは立憲君主制の存続を志向していた。しかし、二つの著書の構成から明らかな通り、彼はジャコバン独裁期には革命政府への支持を明示した。状況の変化が思想に影響を及ぼすことは十分に考えられる。また、同様の態度の転換は当時の代議士(例えばロベスピエール)にも見られた。但し、両書の表紙に「国民公会に受け入れられ、パリ・コミューンに承認された」との一文が印刷されていたことには注意を要する。執筆者がシュマン本人である以上、文面が彼の意思を表している可能性は否定しきれないが、一方でこうした特徴は、公権力による検閲を前にして、その意向に沿った形で内容に加筆・修正が施されていたことを想像させるからである。

シュマンがこのような書籍を執筆した理由としては、出版統制への配慮に加え、以下のことも考えられる。一七九三年一月一日、公教育行政に関する「ブキエ法」が国民公会で可決された。その第三セクション一条は、「市民を形成するのに絶対必要な知識」を盛り込んだ初等教科書を作成することを定めていた。また、翌年一月には、その教科書をコンクールで募集することが決定された。エブラールの研究によれば、以上のような政府の方針を受け、当時の教科書出版は格段に増加した。書籍商や印刷業者が利益の増大を見込んで積極的に応募したからである。シュマンもまた生計を維持する目的から、これらの同業者のように教科書の出版に身を委ねていたのかもしれない。

一方、少し遅れて出版された『サン＝キュロットの道徳』には、そうした公権力の承認を示す記述は見当たらない。その原因は明確でないが、本書は敬神博愛教の成立を考える上では重要な意味を持つ。というのも、表二に示した構成の内、

表二 『サン＝キュロットの道徳』の構成

第一章：聖書から選んだ道徳の原理と美徳の言葉
父性愛、または父母の義務・親孝行、または子供の義務・友情と友愛・侮辱の許し 人間味と慈善・老年への敬意・不幸への敬意・外国人の歓待・真実と正義・過ちは個人の事 誠実と誠意・勤労愛・節制・良き習俗・家庭での良き和合・美徳の妻と良き夫婦 悪しき妻・満足は富を超す・性格の穏やかさ・古い師や夢を信じるなかれ・トビトの物語
第二章：福音書から選んだ道徳の原理と美徳の言葉
平等・市民の義務・兄弟愛・善をなす方法・敵への愛・正義・勤労愛と節制・怒りの中の節度 恨むなかれ・夫と妻の義務・父と子の義務・労働者と雇用者の義務・真実は簡潔に示される 策士と野心家・サン＝キュロット・悪い富裕者・寡婦のデナリウス硬貨・言論の自由 汝の欲するものを他人になせ・若者の軽率と父の優しさ・イエスについての観察
第三章：共和主義者の統治から選んだ道徳の原理と美徳の言葉
最高存在への敬意・平等・博愛、または同胞愛・博愛の例・人間味と慈善・思いやりの行動 侮辱の許し・暴君及び専制政治への憎悪・正義・野心家・性格の穏やかさ・誠実・誠実の例 共通の監視と祖国愛・共和暦二年ブリュメール一〇日・同年フリメール八日・法への服従 税金の支払い・外国人・親孝行と老年への敬意・全ての美徳の宗教・古代共和国への一瞥 アテネ・スパルタ、またはラケダイモン・カルタゴ・ローマ

一章の記述のほぼ全てと二章の一部が、敬神博愛教関係の出版物に転載されたからである。^⑬ 本書についてはジュリアによる簡単な分析があるので、それを参考にしながら内容を見ていきたい。

まず、一・二章では旧約聖書や福音書を元にした道徳論が展開された。例えば「汝には子があるか？彼等を教育せよ。そして早くから善行を習慣づけよ」^⑭ というように、いわゆる「奇蹟譚」を排除した簡潔な訓示のみが列挙されている。これはカトリックによる聖書歪曲への批判として、当時革命家の間で流行していたテーマであった。但し、そこには共和政の賛美・革命の祝賀・王政の憎悪といった、当時の革命札押に特徴的な項目が記されていない（一章は皆無で、二章はごく一部）。それらの項目を多数含むのは三章であるが、この章では、一七九四年一月以降国民公会が全国に配布した『フランス共和主義者の英雄的・市民的行為録』の一部が借用されていた。^⑮ 故に、この作品も全体としては政府への追隨姿勢を示す目的で書かれたと思われる。特に「国民公会は権利宣言の諸原理を神にささげ、その庇護のもとに共和主義体制を作り、宗教すなわち最高存在の崇拜に對して、まばゆい敬意を表した「……」そう、神は実在する。美徳に褒美を与えるため、そして罪を罰するため」と述べた箇所は、国民祭典に関する議論との関連を示唆する。

また、前段の引用文に見られる「神の實在」・「美德への褒美」・「罪に対する罰」等の項目は、冒頭でも触れた自然宗教、より厳密には靈魂の不滅や来世への信仰を承認する有神論を構成する要素であった。一方で、権利宣言や共和主義体制にも神聖な価値Ⅱ「神の庇護」を見出し、法への服従や納税を市民に義務付けた点(表二)には特に注意を要する。これこそが、ルソーが『社会契約論』で論じた「市民宗教」論に固有の項目である。周知の通り、彼の「市民宗教」論は有神論の教義を中核としつつ、社会契約や法にも神聖性を与えることで、祖国愛(統治機構への忠誠心を含む)に一種の宗教的熱情を注入するものであった。^⑩一七九四年六月八日には、ロベスピエールの指示に基づき、同様の宗教思想を骨子とする最高存在の祭典が、パリを始めとする全国の都市で開催されることになる。

以上のように、ジャコバン独裁期のシュマンの著作・出版活動は、革命政府主導の初等教育や国民祭典論議への支持を表明するものであった。但し、その後には彼が関与した事件は、著書の文面がその真意をどこまで反映していたのかを考える上で興味深い。

一七九四年六月、シュマンは公的文書流用の容疑でシテ・セクシヨンの革命委員会に連行されたが、極めて軽罪であるとして釈放された。その調書には彼が自らの「誠実と信用の明確な証拠を示した」^⑪との記述があり、釈放後の自省の態度が高く評価されている。委員会は今後も革命政府への忠誠を期待したことだろう。しかし、シュマンは翌月の七月二十七日には反ロベスピエールの陣営につき、ロベスピエール派の逮捕に協力した。後に代議士クルトワがその功績を称えたことから考えても、クーデタにはかなり積極的に参加していたと思われる。^⑫それに加え、彼は政変以降、反ジャコバンの書籍を多数販売していた。史料の不足もあって、クーデタ前後の状況をこれ以上特定することは難しいが、一連の行動と出版物を巡るジャコバン独裁期の事情は、著書の文体とシュマンの意思を直ちに結び付けるわけにはいかないことを物語っている。

革命初期、シュマンは立憲君主制の存続を訴えていたが、ジャコバン独裁期には革命政府への支持を表明した。残念な

がら、その間に彼の政治思想がたどった変遷を解明することは難しい。しかし、王権停止以降に実施された出版統制は、そうした変化がシユマンの本意に沿うものであったのかどうかを知る上で重要な視座となる。一方で、ジャコバン独裁期に彼が得た知識が、敬神博愛教と何らかの関わりを持つことは確実になった。なかでも本稿が敬神博愛教の本質と見なす「市民宗教」論は、史料から判断する限り、この時期に「学習」されたものである可能性が高い。とはいえ、先に紹介した『サン＝キュロットの道徳』の内、一章と二章（ジャコバン独裁期の革命札拜に特徴的な項目を含まず）のみが敬神博愛教の出版物に転載され、三章（同様の項目を多数含む）が「市民宗教」論に関する項目を除いて全く転載されなかったことから考えても、そうした知識の継承にはある種の「取捨選択」が働いていたことが想像される。ジャコバン独裁期の経験は、いかなる動機の下に敬神博愛教へ応用されたのか。まずは次章で第一次総裁政府期のシユマンの政治思想を見るところから検討を始めた。

- ① その生涯については Mathiez, *op. cit.*, pp. 79-84.
- ② 柴田三千雄『バリのフランス革命』東京大学出版会、一九八八年、五六頁。
- ③ *Journal de la Révolution*, 1791, BNF, 8-LC2-444, R217426, N° 412, p. 324.
- ④ 本段落の引用先は順に *Le pour et le contre, ou tous les journaux artistocratiques, modérés et démocratiques*, 1790, BNF, 8-LC2-444, R217425, N° 1, pp. 1, 8 ; N° 2, p. 10.
- ⑤ *Journal de la Révolution*, R217430, N° 13, p. 97.
- ⑥ *Journal de la Révolution*, R217429, N° 220, p. 158.
- ⑦ *Journal de la Révolution*, R217430, N° 80, p. 645.
- ⑧ 本段落の引用先は *Journal de la Révolution*, R217430, N° 80, pp. 645-646 ; R217429, N° 314, p. 867 ; R217426, N° 339, p. 126.
- ⑨ 本段落の引用先は *Journal de la Révolution*, R217426, N° 344, p. 165 ; N° 341, p. 143 ; N° 342, p. 152 ; N° 414, p. 340.
- ⑩ 表一の書籍の内、七の新聞については一の書籍の三六頁に販売が告知。加えて二・三・五の書籍については六の書籍の七二頁にその販売が告知されている。
- ⑪ Chemin-Dupontès, J-B., *Alphabet républicain*, an II, BNF, X-19675 (665), pp. 16-19 ; Id., *L'ami des jeunes patriotes*, an II, BNF, 8-LB41-3841, pp. 13-14, 17, 31, 47-52. 尚、マティエが同時期の出版と指摘するシユマン編『国民祭典の教本』は、実際はロベスピエール失脚後の出版。Mathiez, *op. cit.*, p. 80; Chemin-Dupontès, J-B., *Manuel des fêtes nationales*, an III, BNF, 8-LB41-4067. 同書の詳細は敬神博愛教の宗教的特質を論じて文稿で紹介する。
- ⑫ Hébrard, J., « La Révolution expliquée aux enfants: les catéchismes de l'an II », Lévy, M-F. (dir.), *L'enfant, la famille et la Révolution française*, Paris, 1990, pp. 176-179.

¹³ この「サンキュロットの道徳」はマティエの研究では未参照。同書の一・二章の記述は、本稿第三章で紹介する『敬神博愛教徒の宗教年』の一・三巻に掲載。

¹⁴ Chemin-Dupontès, J.-B., *Mortelle des sans-culottes*, an II, BNF, 8-R-3741, p. 5.

¹⁵ Julia, D., «De juillet 1793 au printemps 1795: trois modèles révolutionnaires», Lévy, M.-F., *op. cit.*, pp. 164-165. 但し「シムリアの指摘は」の借用の件に関しのみ。

¹⁶ Chemin-Dupontès, *op. cit.*, pp. 33-34.

¹⁷ ルソー（桑原武夫・前川貞次郎訳）『社会契約論』岩波文庫、一九五四年、一九二頁。「つよく、かしく、親切で、先見の明あり、め

第二章 第一次総裁政府期におけるシムリアンの政治思想

本章では、第一次総裁政府期にシムリアンが表明した政治思想の特質を論じるが、まずはその前提となる同時期の政治と社会について概観しておきたい。

(一) 社会不安の増大と党派間の対立

一七九五年一〇月二六日、国民公会は解散し、翌日には新しい議会・政府が発足した。その機構を定めた共和暦三年の憲法には、納税額に応じた選挙権の制限や権力の分散が謳われていた。実際、制限選挙によって選出された議会は五百人会・元老院の二院から成り、毎年三分の一が改選された。また、政府は議会が選任した五名の総裁、及び彼等が任命する数名の大臣で構成された。こうした機構上の特徴からも明らかな通り、新政府は総裁政府の目的はジャコバン独裁の再発を防止し、安定した社会秩序を構築することにあった。しかしながら、発足直前に王党派の武装蜂起を経験した結果、総

ぐみ深い神の存在、死後の生、正しいものにあたえられる幸福、悪人にくわえられる刑罰、社会契約および法の神聖を」。

¹⁸ *Précis pour Chemin, fils, imprimeur et Libraire, papeter, section de la cité*, British Library, F.45° (29), p. 2. 1) 史料はバン・エーの研究でも利用されている。

¹⁹ Coutois, E.-B., *Rapport fait au nom des comités de salut public et de sûreté générale, sur les événements du 9 thermidor*, an II, an IV, 1796, BNF, LE38-1767, p. 154. 「人は知るだろう」に「シムリアンが、彼（ロベスピエール派のヘルナール）が反徒として逆らった国民公会の名において、勇敢に彼を逮捕したのを」 Mathiez, *op. cit.*, p. 81.

裁政府はまずは共和派の大同団結を優先し、ジャコバン派への恩赦や共和派系新聞への援助等を実施した。

これらの措置と並行して、総裁政府は物価の高騰や商業活動の停滞、財政の破綻といった経済的諸問題の解決に着手した。国有財産の売却やアッシニア紙幣の廃止、銀行設立の計画や土地手形の発行等の政策が実施されたが、期待したような成果はあがらず、経済状況はかえって悪化し、食糧危機も手伝って市民の間に不安が広がった。いわゆる「パブーフの陰謀」は、こうした社会不安を背景として生まれたものである。この陰謀は一七九六年五月に露見し、首謀者の処刑（翌年五月）によって幕を閉じたが、それに脅威を感じた総裁政府は再びジャコバン派の弾圧に乗り出した。

一方で、武力による反革命の限界を認識した王党派（旧体制への復帰を断固望む絶対王政派と、共和暦三年憲法の原理をある程度支持し、議会制に基づく王政を希望する立憲君主派）は、議会での勢力拡大による合法的な反革命の遂行を目論んだ。とりわけ立憲君主派は穩健共和派との協調関係を維持しつつ、各地に張り巡らせた情報網を駆使して選挙活動を展開した。王党派は前述の社会不安を総裁政府への批判に利用し、支持を広げた。その結果、一七九七年三月の議会選挙では彼等が大勝（当選者の大半は立憲君主派）する。^①

以上のような状況を前にして、幾人かの共和派の代議士・役人・著作家は、祖国愛の涵養を通して総裁政府と市民の信頼関係を強化しようとした。そして彼等の計画の中核を占めたのが「市民宗教」論（あるいはそれに近い思想）であった。例えば五百人会議員ドーベルメニルは一七九六年三月以降、議会で祖国愛涵養のための提案を繰り返し、併せて自然宗教（有神論）を基調とする新宗教の創設を著書（『崇拜者達の宗教という名の原稿からの抜粋』）の中で推奨した。また、ヨンヌ県の派遣委員ブノワ・ラモトは、同時期に新聞紙上でロベスピエールの祭典とよく似た「市民宗教」の普及を提案した。^②加えて著作家ガランは、やはり同時期に発表した著書『国王が必要か？共和国が必要か？——哀れな一人の男の省察』において、総裁政府が「様々な情念の衝突、内外の戦争という動乱、暴動と飢餓、及び不幸な人民が深く悲しませられる全ての災厄」が支配する時代に誕生したこと、及びそれが「その誕生以来、あらゆる党派によって攻撃されている」ことを指

摘した。一方で、彼は「その〔総裁政府の〕転覆は、最も致命的な結果と、我々がこれまで経験したよりも更にひどい不幸を引き起こすだろう」との一節も記し、山積する諸問題の解決には現体制の存続が不可欠であることを強調した。ガランは具体的方策に関しては以下のように述べ、新しい「市民宗教」による祖国愛の涵養を推奨した。「私に言わせれば、最良の統治とは、市民が自国の法の厳格な遵守を、神に捧げられた中で最も美しい敬意と見なすところのものである。いわば、そこでは神への愛が祖国への愛に結び付けられるのだ」^③。

前段で取り上げた新宗教の素案は、いずれも危機に瀕した現体制を宗教の力によって存続させるものであった。後述する通り、シュマンもまた同様の発想の下に敬神博愛教を創設することになる。しかしながら、これらの素案が、程度の差はあれジャコバン独裁期の革命礼拝の影響を受け、共和派以外には敵対的であったのに対し、シュマンはより融和的な「市民宗教」の普及を通して自らの目的を実現しようとした。次節以降では、そうしたシュマンの政治思想と敬神博愛教の關係について考察する。

(二) 『アペイユ』紙の創刊

では、第一次総裁政府期のシュマンについて見ていこう。一七九四年九月以降、彼は『クーリエ・ド・ラ・リブレリ』という書籍カタログを発行し、革命初期と同様の卸売業を行っていた。また、その紙面からは彼が代議士の著書や政府の報告書を多数扱っており、やはり政治指導層を重要な顧客にしていたことが読み取れる。^⑤そこには後に敬神博愛教の有力信者となる者の著書も含まれていた。その後シュマンは一七九六年一月から『アペイユ』(三日毎に発行)という新聞を発行した。同紙はマティエの研究では全く考察されていないが、彼の政治思想を知る上で重要な情報を多数含んでいる。

『アペイユ』は国内外の政治状況に関する他紙の記事を紹介した時事情報紙である。その第一号には「諸新聞の精神について」という欄があり、そこには「パリには多くの政治的新聞があるとはいえ、それらは全て三つのタイプに整理でき

表三 『アベイユ』の他紙の記事引用回数

1	レダクトゥール	29
2	アミ・デ・ロワ	18
3	ガゼット・フランセーズ	14
4	ケンスール・デ・ジュールノー	13
5	イストリオン	9
6	モニトゥール	9
7	ジュールナル・ド・パリ	8
8	ヌーヴェル・ポリティーク	8
9	デジュネ	8
10	サンティネル	7
11	ミロワール	7
12	レビュブリカン・フランセ	6
13	コティディエンヌ	6
14	クレ・ドゥ・カピネ・デ・スゥブラン	5
15	ジュールナル・デ・ゾンム・リーブル	4

る。その内二つは、手段は違えども現在の政府を攻撃する点で一致する。片方は一七九三年のアナーキーな党派（ジャコバン派）に、もう片方は君主制を懐かしむ党派に献身を誓う」と書かれていた。前節で述べた状況をシュマンも認識していたことが窺えるが、その後には「三番目のタイプは、そしてこれが最も多数であるが、それはフランスにおいて、この地を完全に破壊、さしてしまふような動揺が新たに起こることを回避しようとする。それは時に為政者達に対して毅然とした真実を言う。しかし、それは常に現存する統治形態に愛着を示し、つつ行われる。最も多くの良識、最も多くの真率、最も多くの真なる勇気が見出されるのが、このタイプの著作家であることを述べる必要はない。我々が最も分析を行う気になるのは彼らの省察だ」^⑥（傍点は引用者による。これ以降も同じ）とある。当時の彼が現体制の存続を「世論の支配的な要

望」と見なし、自身もそれを求めていることを明示した一節である。

以下、具体的な構成を見てみよう。一七九六年一月三日から翌年八月一六日にかけて発行された全八一号の内、記事を用いた新聞は五二紙にのぼる（引用回数が多いものは表三）。議会での討論や法令の紹介を重視しているため、政府系の『レダクトゥール』（表三の一）や『アミ・デ・ロワ』（表三の二）等が頻繁に引用された。一方で、『ヌーヴェル・ポリティーク』（表三の八）や『コティディエンヌ』（表三の一三）等の王党派系新聞からの引用も少なくない。この点は、革命初期の『ル・プウル・エール・コントル』と同様、当時のシュマンが党派に関わりなく多様な意見の紹介に努めてい

たことを物語っており、興味深い。記事に批評を加えることは稀であるが、エミグレ（亡命貴族）の潜伏先等の重要問題については、複数の新聞の見解、及びその相違を説明している。

また文中には、やはり革命初期に発行した『ジュルナル・ド・ラ・レポリュシオン』と同じように「雑録」という項目があり、編集者の意見が紹介されている。例えば印紙税導入に関する五百人会の決定に対して、シユマンは「諸君〔五百人会に席を置く総裁政府の支持者〕総裁政府共和派のこと。彼等は王党派の台頭を抑止しようとする総裁政府の指示を受け、出版活動の統制に関する法案を提出した」は財政の大臣自ら不要と宣言した税によって、諸君を正義の境界に留め置き得る唯一の歯止めを、世論という歯止めを断ち切りたいのか」（第一号）との一文を掲載し、「出版の自由」の保障を総裁政府に要求している。このように、当時のシユマンは基本的には現体制の存続を志向しながらも、状況によっては政府を批判することも辞さなかった。引用文に見られたような統制再開の動きが一部存在したとはいえ、第一次総裁政府期はジャコバン独裁期に比べて「出版の自由」が大幅に拡大しており、必然的に活性化した世論は『アベイユ』の文体にも影響を与えていたと思われる。また、シユマンは他紙の記事を紹介する形で、当時の世論が総裁政府に求めているものの一端を以下のように列挙した。そこには前節で概観した同時期の政治・社会的混乱を收拾することも含まれていた。『ヌーヴェル・ポリティーク』は、五百人会が一ヶ月以上にも渡り、新聞記者に対抗する新聞の創刊や侮辱の準備、そして彼等に対する税法や軽罪刑の作成のみに従事していることに不満を述べている。最も重要な案件、すなわち略奪行為の抑止、財政及び私人間の商取引の修復、戦争及び革命の災禍で生まれた多くの不幸な犠牲者達の境遇緩和、植民地等々が注意を呼びかけているというのに。五百人会はそれらを時たまにしか扱わず、しかもある種の軽蔑と無関心をもって臨んでいるのだ」（第一三号、一七九七年一月二日）。

（三） 議会選挙に関する活動

『アベイユ』の発行を続ける一方で、シュマンは一七九七年三月に実施予定の両院議会選挙に際し、一月七日には『次回選挙候補者への試験』というパンフレットを出版した。これは自身を選挙人に見立てた上で、代議士として必要な資質を列挙し、候補者に習得を促すというものである。『アベイユ』の定期購読者には付録として配布された。本書も彼の政治思想を知る上で貴重な情報を含んでいるが、十分に分析されてきたとは言い難い。

この史料で注目されるのは、彼が代議士の条件に関して文中に「私が候補者の中に体制への断固たる愛着を要求しているとはいえ、私は判断に際し、彼が君主政の下での共和主義者であったこと、つまり共和国の下では王党派になる、おそれがあることを問題にはしない。しかし私は、もし彼がアナーキスト（ジャコバン派）であったなら拒否するだろう」との一節を記した点である。「君主政の下での共和主義者」とは立憲君主派のことを指すと思われる（少なくとも絶対王政派ではないだろう）、彼等の当選を拒否しない態度は、「出版の自由」を擁護する姿勢と同様、同時期の穏健共和派（共和派であるが、立憲君主派との協調路線を採り、必ずしも総裁政府に従属的ではない）が示した立場と共通する。また、エミグレの被疑者に弁明の機会が与えられないのなら「行政権力（総裁政府）はもはや、エミグレのリストへの登録・保管・再登録を行い、死刑台に送ること、五万人の市民の命をもてあそぶことはできない」と主張している点も、同じく共通した論調である。

シュマンがこのような意見を表明した理由としては、同書の以下の記述、「全ての損害を忘れることだけが、平穏を連れ戻すのだ。また、祖国への恨みを犠牲にするだけの心の強さを持たない人間は、憎しみ、不和、そしてそこから生じる全ての不幸を永続させることしかできない」が参考になろう。当時の彼は諸党派に対し、革命期に生じた不和を忘れ、現体制存続のために協力（具体的には穏健共和派と立憲君主派が協力して議会を運営し、総裁政府を融和主義路線に向かわせる）するよう求めていたのである。

より重要なのは、同時期に彼が創始した敬神博愛教と、こうした政治思想が相互に関連を持つことである。『次回選挙候補者への試験』には、「私は候補者があれやこれやの宗派に属しているかどうかなどは問わないが、彼が宗教的原理を持っているかどうかは問題にする。なぜなら大多数の人間にとって、善行の絶え間ない実践は、即座に神の实在と靈魂の不滅への信仰に結びつけられるからだ」と述べた箇所がある。冒頭でも述べた通り、この「神の实在と靈魂の不滅」への信仰は敬神博愛教の根本教義である。これが代議士候補者に必要な資質として紹介された点は興味深い。また、同書の末尾で敬神博愛教のマニユアルが宣伝されたことも注目される。本書がその性格上、代議士候補者や選挙人となる財産資格を持つ上層市民に向けて書かれたことは明白である。故にこれらの点からは、シュマンが敬神博愛教の主たる担い手¹¹信徒として、自身と立場（党派間の融和）を共有する政治指導層を念頭に置いていたことが読み取れる。一七九七年一月二五日の『アペイユ』第二〇号に掲載された以下の記述、「会員達は敬神博愛教徒、あるいは神の崇拜者にして人間の友を名乗った。そして政治的にせよ、宗教的にせよ、全ての意見を尊重することを標榜している」¹²も、そうした融和主義を敬神博愛教の布教方針に反映させた結果であろう。

第一次総裁政府期において、シュマンは革命初期と同様、本業の書籍商¹³印刷業に加え、新聞を発行して積極的に意見を表明した。彼は現体制の存続を世論の要望と見なし、自身も支持する意向を示した。しかし、それはあくまで党派間の融和を通してのことであり、時には総裁政府の抑圧的態度を批判する場合もあった。当時は「出版の自由」が維持されており、彼の言説はやはり真意に近いものを表現していたと思われる。尚、シュマンの政治思想について、マティエはそれを「ジロンド派」や「保守的共和派」と表現した。¹⁴けれども、こうした指摘には党派間の融和に関する視座が欠如しており、何より史料の根拠が欠けていた。彼の政治思想は『アペイユ』に代表される言論活動を抜きにしては理解できない。実際、同紙は第一次総裁政府期を通じて敬神博愛教の「広告塔」としての役割を担った。両者の具体的な関係については次章で述べたい。

- ① 議会選挙までの政治史の概要は Lefebvre, *op. cit.*, pp. 75-312.
- ② これらの新宗教の素案については Mathiez, *op. cit.*, pp. 40-78.
- ③ ガランの著書の本段落への引用先は Galland, A., *Faut-il un roi? Faut-il une république? Réflexions d'un pauvre diable*, an IV, BNF, 8-LB42-950, pp. 6-7, 43. 宛「トナイエは同書をニセル（次章で紹介）の作とした」（Mathiez, *op. cit.*, p. 66）これはガランの作である。以下の書籍が全く同じ文面を構成していた。Galland, A., *Réflexions politiques et philosophiques*, an IV, BNF, 8-LA32-325.
- ④ 例えば、これらの素案は共和暦の影響を受けた年中行事（「エーニルメニル」や旬日での礼拝（「フノワ＝ラモト」ガラン）を基調とするなど、敬神博愛教とは異なる性格を持つ。しかしながら「ドーベルメニル」や「フノワ＝ラモト」は後に敬神博愛教の信者となった。
- ⑤ *Courrier de la librairie*, an III, 1794-95, BNF, Q-4961. 以下の文書はマティエの研究では未参照。反ジャコバンの書籍はついで販売を仲介。
- ⑥ *L'Abbeille*, 81 numéros., an V, 1796-97, BNF, RES16-LC2-6684, N° 1, p. 1. 同紙は第五七号から「クリーエ・ド・ラ・リブレリ」と合併し、名称も「アペイユ・ポリティーク」に変更しているが、本稿では「アペイユ」で統一する。
- ⑦ ポプキンの分類に従えば、本文表三の新聞の内、九の新聞は「過激王党派」。三、一三は「王党派」（本稿では絶対王政派と表現）。四は「特異な立憲君主派」。八は「立憲君主派」。五、七、一二は「穩健右派」の性格を持っていた。しかし表三の五の「イストリオン」は立憲君主派的な論調も展開していた。Popkin, J.D., *The Right-Wing Press in France, 1792-1800*, Chapel Hill, 1980, pp. 137, 212-213. 宛「表三の一五はジャコバン派の新聞」。
- ⑧ *L'Abbeille*, N° 1, p. 3.
- ⑨ 以下の引用は Bellanger, C. et al. (éd.), *Histoire générale de la presse française*, 5 vols., Paris, 1969-76, vol. 1, pp. 519-547, J. Lefebvre, *op. cit.*, pp. 106, 242.
- ⑩ *L'Abbeille*, N° 13, p. 52.
- ⑪ 本段落の引用先は Chemin-Dupontès, J.B., *Examen des candidats aux prochaines élections*, an V, 1797, BNF, 8-LB42-1224, pp. 6, 11-12.
- ⑫ *Ibid.*, p. 6.
- ⑬ 本段落の引用先及び典拠は *Ibid.*, pp. 4, 16; *L'Abbeille*, N° 20, p. 79.
- ⑭ Mathiez, *op. cit.*, pp. 82, 90.

第三章 敬神博愛教の成立とその「市民宗教」論の射程

一七九六年九月、シュマンは『敬神人愛教徒の教本』（表四の一）という書籍を出版し、自身の店舗で販売していた。それを読んだ通訳者のアユイが彼に面会を求め、この宗教を普及させるべく協会の設立を勧めたという。その後数名の協力者が加わり、翌年一月一五日には第一回の公開礼拝がパリのサント＝カトリーヌ教会で行われた。その後シュマンは敬神

博愛教を解説した様々なマニユアルを執筆した。本章ではこれらのマニユアルを元に、第一次総裁政府期の敬神博愛教の布教活動について考察する。但し、冒頭でも述べた通り、考察の範囲はシユマンの政治思想と彼の「市民宗教」論の相互関係に限定したい。

(一) 家庭の安寧を基調とした祖国愛の涵養

まず、根本教義である「神の實在と靈魂の不滅」への信仰は全てのマニユアルに共通する。そして敬神博愛教の「神」の定義については、以下の記述が参考になる。「彼等『敬神博愛教徒』は、宇宙の壮麗さとその秩序、及び全ての諸国民と彼等の良心の証言に従い、以下の点を知ることによって満足する。すなわち神は實在すること、人はあらゆる面での完全性という觀念なしに、神を理解することはできないこと、それゆえにこの神は善であり、正義であること、それゆえに美德は報いられ、悪徳は罰せられるであろうことを、である」^②（引用先は『敬神博愛教徒の教本』表四の二・五）。

前段に引用した一節は、一章でも紹介した自然宗教、特に、肉体が減んだ後も生き続ける靈魂や、生前の行動に対して死後に与えられる賞罰の存在を認めた有神論の思想である。このように人間の行動を監視し、来世でそれへの賞罰を言い渡す神の存在こそが、市民道徳の向上に不可欠であるとされた。そして礼拝は各家庭で行うものと公開で行うものとに分類された。前者では、主に朝に行う神への祈りと夜に行う自省の行いによって、信徒に敬神の態度を習得させることが意図された。一方、公開の礼拝では建物の内部に根本教義と三つの戒律（「神を崇めよ」・「あなた方の同胞を慈しめ」・「あなた方を祖国に有用であらしめよ」）、及び「善は人間を保全し完成させるもの全て。悪は人間を破壊し駄目にするもの全て」、「子供を教育せよ」、「妻よ、あなたの方の父母に敬意を示せ。愛情をもって彼らに服従せよ。彼らの老年の負担を減らせ。父母よ、あなたの方の子供を教育せよ」、「妻よ、あなたの方の夫に家庭の長を見よ。夫よ、あなたの方の妻を愛せよ。そして互いに幸福となれ」等の訓示を記したプラカードが掲示された。また、祭壇には季節に応じた花と果物が置かれた。儀式では進行役の家長が『敬神

表四 シュマンが出版した敬神博愛教のマニュアル（タイトル略記）

共和暦五年 (1796.9.22-1797.9.21) ※価格が判明しているものはカッコ内に表記	1 『敬神人愛教徒の教本』(1796.9) 2 『敬神博愛教徒の教本』(価格：6sol) 3 『次回選挙候補者への試験』(1797.1.7)(5s) 4 『宗教道徳に関する初等教育』(6s) 5 『敬神博愛教徒の教本』第二版(8s) 6 『敬神博愛教徒の宗教年』第一・二巻(12s)
共和暦六年 (1797.9.22-1798.9.21) ※7と8、及び10・11・12の正確な出版順は不明であるが、9以降は全て1798年の出版	7 『賛美歌、賛歌及び頌歌集』 8 『敬神博愛教徒の宗教年』第一・二巻 新版 9 『賛美歌、賛歌及び頌歌集』増補版 10 『慈善及び学校を發展させる方法に関する演説』 11 『全ての国と世紀の賢者達の道徳』 12 『宗教道徳に関する初等教育』新版 13 『敬神博愛教徒の儀礼定式書』 14 『敬神博愛教徒の宗教年』第三・四巻

※出版順は西暦と共和暦の照合や、販売告知欄や註の記述を元に決定

博愛教徒の教本』（表四の二・五）の一部を朗読し、その後は神への祈り、講話、賛歌の斉唱が続いた。その他、新生児の祝福や結婚・葬儀の儀式も行われた。^③構成から明らかな通り、敬神博愛教は家庭生活の安寧を通して信徒を有徳な人間に育てるものであった（尚、これらの礼拝は総裁政府期の社会と家族の関係を理解する上で興味深い特徴を有しているが、紙幅の都合上、詳細は次稿において論じたい）。

また、史料中にはこうした家庭の安寧の延長として、上下関係や秩序の尊重を命じた教理が数多く見られる。例えば『宗教道徳に関する初等教育』（表四の四）には「主人と召使いの間の義務について。これらの義務は何によつて成り立つのですか。答え〓お互いにとつて有益な行動の実践に就いてです。片方「召使い」には熱意・尊敬・忠誠、もう片方「主人」には公正、そして相手「召使い」を正しく取り扱うことです^④」と述べた箇所がある。本稿一章で紹介した『サン・キュロットの道徳』には、当時の平等主義を反映して「主人は召使い以上のものではないし、召使いも主人以上のものではない（フランスの体制が召使い制度を認めず、ただ一方では世話の、他方ではそれへの感謝の契約のみを認めているのはこのためだ）」と書かれていた。双方は著しい対照をなす。ジャコバン独裁期の体験が、ネガティブな形で敬神博愛教に利用されたことを物語る特徴である。

そして最も重要な要素として、第三の戒律「あなた方を祖国に有用であら

しめよ」に関する諸教理が挙げられる。『宗教道徳に関する初等教育』には「質問Ⅱ祖国愛とは何によって成り立つのですか。答えⅡその維持と幸福のために協力することにおいてです。質問Ⅱ私達はどうのような方法で自分達の祖国の維持と幸福に協力せねばならないのですか。答えⅡ「……」もし祖国が攻撃にあつたらそれを防衛すること、法に従うこと、行政官を尊敬すること、そして個人、家族、社会の幸福を創る全ての美德の見本を示すことによってです」との記述がある。これは「祖国愛」を構成する要素Ⅱ「領土の防衛・法の遵守・統治機構への忠誠」が、宗教上の義務として神聖性を帯びていたことを示している。根本教義を構成する自然宗教（有神論）と照らし合わせて考えた場合、敬神博愛教が一章で紹介した「市民宗教」論を基底としていたことは明白であろう。

この「市民宗教」論は、上下関係に関する先の項目と同様、ジャコバン独裁期の経験が敬神博愛教にも利用されたことを示す例であるが、こうした思想が第一次総裁政府期に再注目された背景については別途指摘が必要である。『アペイユ』第三号（一七九六年一月二九日）には「一つの政体が長持ちする手段は何であろうか。それには三つある。すなわち習慣、恐怖、愛である。〔最初の二つが現時点では不適切であることを指摘した後〕故に、為政者達はもはや愛してもらうことによってしか、自己の権威、名誉、生活の保全を考えるとできない。いかにしてそこに辿り着くのか。正義、そして何より平和によつてだ^⑦」との記述が見られる。現体制の存続には、公正な統治と平和によつて議会・政府に対する市民の愛着を増大させる必要があることを説いた一節である。シュマン自身がこのような政治思想を表明した点と、彼が敬神博愛教を通して市民の間に法や行政官への敬意を浸透させようとしたことは、やはり相互に深いつながりを持っていたと思われる。

（二）党派・宗派間の融和

以上のような特質に加え、第一次総裁政府期の敬神博愛教には見逃すことのできない要素がもう一つ指摘できる。同時

期にシュマンが出版したマニユアルには、ジャコバン独裁期の革命礼拝に特徴的な項目（革命の祝賀・共和政賛美・王政憎悪）が全く記載されていない。そのことは、王党派を追放した一七九七年九月四日のクーデタ以降、敬神博愛教においてこれらの項目を含んだ礼拝が義務化された点を考えれば重要な意味を持つ。

第一次総裁政府期のシュマンが党派間の融和を志向し、敬神博愛教の布教にも関連を持たせていることは前章で述べた。王党派の排斥に関する要素を採用しなかったのは、そうした政治思想に基づいてのことであろう。事実、彼は一七九七年四月二八日の『アベイユ』第四八号において、王党派が大勝した同年三月の選挙を「概ね体制と良き秩序の友を安心させることができるもの」と評し、併せて「既に、排他的な者によって王党主義の証明書を与えられた一人以上の著作家が、現行政府への愛着を公然と表明している。後者〔政府〕が賢明であらんことを。そして全ての意見の微妙な違いが再び溶け合はんことを」と述べ、党派間の融和と、それに対して総裁政府が理解を示すことの重要性を訴えていた。先に紹介した『サン＝キュロットの道德』の内、簡潔な道德論に終始した一章のほとんど、二章の一部が敬神博愛教の出版物に転載される一方、三章において革命の祝賀や王政憎悪を謳った記述が全く転載されなかったことには、こうした背景があったと考えられる。

また、一七九七年以降の『アベイユ』には、当時の革命礼拝が世間の不評を買っていたことを示唆する記事も見られる。例えば同年一月一二日発行の第一六号では、国王処刑を記念して一月二二日に実施される予定の祭典を批判した他紙の記事が引用され、一月二五日の第二〇号には、同祭典について「公的な新聞自身が痛ましく陰気なものと呼び〔……〕全てが無関心を示していた」^⑨と書かれていた。シュマンが革命礼拝に特徴的な要素を採用しなかったことには、このような世論の動向に対する配慮も働いていたと思われる。

同様の配慮は礼拝を実施する日の選択にも表れていた。『敬神博愛教徒の宗教年』第一巻（表四の六）には、礼拝の沿革について「〔敬神博愛教の〕総会は日曜日に相当する日に実施されることが決められた。〔……〕程なく他の協会が作られた。

その中のある協会は旬日を祝福し、他の協会は日曜日を祝福した^⑩と書かれている。この記述からは、当時の敬神博愛教が日曜日の活動を重視しながらも、礼拝を実施する日の選択に関しては、原則としてそれを信徒の判断に委ねていたことが読み取れる。結果として新旧の休日が共に尊重されたわけだが、これもまた党派間の融和を意識してのことだろう。

シュマンが標榜する融和主義は党派間のそれに留まらない。彼は敬神博愛教を布教するにあたり、既存宗教とも良好な関係を保つよう信徒に求めていた。『敬神博愛教徒の教本』（表四の五）に次のような記述が見られることは興味深い。「もし誰かがあなたの宗教『敬神博愛教』と礼拝の起源は何かと尋ねてきたら、あなた『信徒』が彼に伝えられることは興味深い。」^⑪は以下のことだ。『最も古く有名な本を開いてみなさい。そしてそこで宗教とは何か、歴史が我々にその記憶を残している、最初の人類が行った礼拝とは何かを探してみなさい。あなたは彼等の宗教が、我々が自然宗教と呼ぶものであることに気付くでしょう。『……』最初の人類の心に、我々の心に、地球の全住人の心に、自然宗教、すなわち神を崇め、同胞を慈しむことに存するこの宗教、我々がただ一言、敬神博愛教という言葉で説明するものを刻み込んだのは、それ『自然』なのです。故に我々の宗教は、我々の最初の祖先の宗教なのです。あなたの宗教であり、我々の宗教であり、普遍的宗教なのです^⑫』。

前段の引用文からは、信徒が敬神博愛教を外部に紹介する際、第一・第二の戒律（「神を崇めよ」・「あなた方の同胞を慈しめ」）を根拠として、この宗教が自然宗教であることが強調される一方、「市民宗教」論を構成する第三の戒律（「あなた方を祖国に有用であらしめよ」）については一切触れられていないことが読み取れる。この点は特に注目される。

シュマン自身が引用文で述べている通り、自然宗教は「人類最古の宗教」と認識されていた。それ故にこの宗教は普遍的であり、全ての宗教の土台として位置付けられた。したがって、そこに特定の国家への崇拜が入り込む余地はない。これまで見てきたように、自然宗教（有神論）と「市民宗教」論には確かに共通する部分が少なくなかった。しかし、両者はこの国家崇拜の有無という点において決定的に異なる。そしてかつてモルネが指摘した通り、自然宗教の賛美は、革命

以前の著作家がキリスト教を批判する際に用いた手法であるが、同時にそれは教会勢力の追及から逃れるためのレトリック（「自然宗教の称揚は子孫であるキリスト教の擁護のため」としても機能した。^⑫ シュマンもまた、布教の過程で予想される既存宗教との摩擦を回避するため、自然宗教と「市民宗教」論との間に存在する差異（後者には祖国愛に関する義務が設けられている）を認識した上で、あえて敬神博愛教が前者に属することを強調したのではない。事実、王党派の新聞が敬神博愛教を攻撃していた頃の『アペイユ』第六四号（一七九七年六月三日）には「そういうわけでカトリック、プロテスタント、ユダヤ教徒、そして全ての宗教の信徒はまさしく敬神博愛教徒なのだ。『……』機会が来た以上、私はその者達〔敬神博愛教の批判者〕に対し、あえて以下のことを述べるだけだ。すなわち敬神博愛教はキリスト教の基盤〔つまりは自然宗教〕であるが故に、双方は互いの土台を掘り崩さずにはけなし合えないことを」との記事が掲載されていた。「自然宗教」の肩書きは、敬神博愛教の本質を見え難くし、布教を容易にするための「隠れ蓑」であつたのかもしれない。

（三） 名士達のバトロナージュとラ・ルヴェリエールとの関係

これまで述べてきた融和主義路線は、様々な党派に属する著名人を参加させることに貢献したと思われる。『敬神博愛教徒の宗教年』第一巻には、「教本が出版されるや否や、その習俗と知識によって尊敬できる人達が、公に開かれた〔敬神博愛教の〕協会の結成の中に、宗教的道德を広め、またそれを完全に忘れてしまったかに見える人々の大多数を徐々に〔道德に〕連れ戻すための簡単な方法を見出した」^⑬との記述がある。この一節が示す通り、当時の敬神博愛教は学士院道德政治科学部門の会員を務めたデュボン・ド・ヌムール（以下デュボン）やクルゼラトゥシユ（本稿一章で紹介）の援助を受けていた。特にデュボンは協会の運営を指導した道德指導委員会のメンバーでもあった。両名は経済学者であつたが同時に政治家であつた。デュボンは『イストリオン』紙（本稿二章表三の五）を編集して共和制との妥協を訴えた立憲君主派の元老院議員であり、クルゼラトゥシユはロラン夫人の遺児を引き取つたことで知られる共和派の元老院議員である。

また、同じく道徳指導委員会に参加したグピルも元老院議員であり、彼は一七九七年三月の選挙以降立憲君主派に接近していた。指導部には所属していないが、学士院会員にして五百人會議員でもあった著作家メルシエや、公教育に関する「ドーヌー法」を起草したドーヌーも敬神博愛教への支持を表明した。⑤多様な立場からの政治指導層の参加を希求するシュマンにとって、これらの著名人は自身の主張の正当性を裏付けるだけでなく、敬神博愛教の社会的信用を向上させる上でも有用な存在であつたろう。

シュマンは何故このような名士達の援助を得ることができたのか。一般に、革命期の政治指導層は党派に関わりなく啓蒙思想に馴染みが深かったとされている。故に主因としては、彼等が敬神博愛教の教理やその理念に賛同したことが挙げられよう。しかし、シュマンの書籍商としての経験も同様に関係していたと思われる。彼が革命初期にクルゼ＝ラトゥシユの著書を販売していたことは一章で述べたが、テルミドル期以降に発行した『クーリエ・ド・ラ・リブレリ』では、デュボン（彼は自らも書店を経営）やメルシエの著書の販売が仲介されていた。また、同じく敬神博愛教の賛同者にして学士院会員でもある著作家ベルナルダン・ド・サン＝ピエールの作品も扱われていた。⑥直接的な証拠ではないものの、シュマンがこうした作者―書籍商間のネットワークを駆使して著名人との接触を図った可能性は十分に考えられる。

では、同時代の名士達の援助を歓迎する一方で、シュマンは後に敬神博愛教の最大の保護者となるラ・ルヴェリエールについて、当時いかなる認識を持っていたのか。冒頭で紹介したシュマンの著書『敬神博愛教とは何か』には、彼がラ・ルヴェリエールに援助を要求したことは一度もなく、「この元総裁は決して『敬神博愛教のために』何もしなかった」⑦ことが強調されている。しかし、実際にはクーデタ以降にシュマンが金銭的援助を政府に要求していたことが確認されているので、この主張は虚偽である可能性が高い。但し、シュマンはラ・ルヴェリエールと三回にわたって面会したことについては認めていた。その初めての面会は、一七九七年五月一日にラ・ルヴェリエールが学士院で国民祭典に関する報告を行った直後に行われたという。

その日、ラ・ルヴェリエールは報告の中で「敬神博愛教」という名称こそ出さなかったが、人民の間に祖国愛を涵養する手段として「美德に報いる者、罪への復讐者としての神、靈魂の不滅」への信仰を挙げるなど、この宗教によく似た「市民宗教」の必要性を説いた。そのため、翌日以降『コティディエンヌ』等の王党派系新聞は、敬神博愛教とジャコバン独裁期の革命礼拝（特にロベスピエールの祭典）とのつながりを指摘・非難した。一方で『レダクトゥール』等の政府系新聞は敬神博愛教を市民に共和主義を浸透させるものとして賛美した。^⑩双方の陣営は、ラ・ルヴェリエールと敬神博愛教の間に親密な関係が成立していることを前提にこの件を論じていた。

当のシュマン本人は、そうした彼の報告をどのように評価したのか。面会が事実であるとして、一七九七年五月一八日の『アペイユ』第五四号には報告の要約が掲載され、翌月一七日の第六三号には報告の販売が告知されたことから、ラ・ルヴェリエールとの対話を通して、その思想に何らかの関心を抱いたことは確かであろう。但し、それはシュマンが彼の政策を全面的に支持したことを示すものではない。まず『アペイユ』全八一号の中で、ラ・ルヴェリエールの名が登場するのはこの二回のみである。次に第五四号の要約は、彼が学士院報告の際にわずかに触れた政教分離に関する事柄のみを紹介しており、主題であるはずの「市民宗教」や国民祭典の必要性には全く言及していない。また、ラ・ルヴェリエールは報告の中でカトリック教会やキリスト教を厳しく批判したが、六月一日の『アペイユ』第五八号では、彼のそのような報告を非難した親カトリックの著作家ラ・アルプの『革命の言語における狂信』が紹介された。しかも「著者は正当にも、宗教を全ての狂信がもたらす不幸の原因とみなして破壊しようとした、不条理で残忍な体制に戦いを挑んだ」というように、その主張に理解を示す解説も記載された。加えて、本章二節で紹介した『アペイユ』第六四号の記事も、敬神博愛教の親キリスト教的性格を強調するために書かれていた。これらの点を踏まえた場合、第一次総裁政府期の段階では、シュマンとラ・ルヴェリエールはクーデタ以降のような協力関係にはなかったか、仮にそうした関係があったとしても、シュマンがそれを公表するのを忌避したかのいずれかであったと考えられる。その原因としては、やはりこれまで紹介してき

た敬神博愛教の融和的姿勢が、ラ・ルヴェリエールとの結び付きによって批判されるのを、シユマンが恐れたことが挙げられよう(尚、ラ・ルヴェリエールは一七九六年一〇月に出版統制に関する法案の提出を五百人会に要求するなど、政治思想においてもシユマンとは相容れない側面を持つ)^⑩。

以上の考察から、第一次総裁政府期に成立した敬神博愛教は、超党派的性格を標榜した「市民宗教」の普及により、党派間の融和を進め、現体制の存続に貢献することを望むエリート市民共同体を創出するための試みであったと結論できるのである。

⑩ ヌイエにのづくは Mathiez, *op. cit.*, pp. 86-90. 彼は旧体制期から帝政期にかけて政府御用の通訳を務めた。また、視覚障害者の生活向上のための活動を行った。彼が出版を主導した可能性が高いものとして *Recueil de cantiques, odes et hymnes*, an V, 1797, BNF, 8-LD188-8 (A), (B). 表紙に共同書名「真田の労働者」のふたつ印刷されたものが明記。

⑪ Chemin-Dupontès, J-B., *Manuel des théophilanthropes, ou adorateurs de Dieu, et amis des hommes*, seconde. éd., an V, 1797, BNF, LD188-2, pp. 13-14.

⑫ *Ibid.*, pp. 28-46.

⑬ Id., *Instruction élémentaire sur la morale religieuse, par demandes et par réponses*, 1797, BNF, 8-LD188-4 (B), p. 41. この書籍には文末の四行詩を削除した版がある。

⑭ Id., *Morale des sans-culottes*, p. 19.

⑮ Id., *Instruction élémentaire sur la morale religieuse*, pp. 45-46.

⑯ L'Abeille, N° 3, p. 12.

⑰ L'Abeille, N° 48, p. 191.

⑱ 本段落の引用先は L'Abeille, N° 16, p. 63 ; N° 20, p. 79.

⑩ Chemin-Dupontès, J-B., *Année religieuse des théophilanthropes, ou adorateurs de Dieu, et amis des hommes*, 4 vols., an V-VI, 1797-98, BNF, LD188-5 (C), vol. 1, p. 8. この書籍では敬神博愛教の礼拝や古今の哲人の言行から抜粋した道徳的訓示を紹介。

⑪ Id., *Manuel des théophilanthropes*, pp. 57-58. この第二版は、表四の二の初版(残念ながら現在のところ所蔵場所不明)に「敬神博愛教徒の礼拝の組織及び挙行に関する通達」(引用先)という章を追加したものと見られる(シユマンが第三版の四七頁に告知)。

⑫ Mornet, D., *Les origines intellectuelles de la Révolution française*, Paris, 1933, p. 105. モルネ D (坂田太郎・山田九朗監訳)「フランス革命の知的起源」上巻、勁草書房、一九六九年、一四九頁。

⑬ L'Abeille, N° 64, p. 254. この記事はプティエがブノワ＝ラモト(前章で紹介)の作と推測する他紙への寄稿をシユマンが転載したものである。ほぼ同じ文言の抜粋が Mathiez, *op. cit.*, p. 182 に掲載。

⑭ Chemin-Dupontès, *Année religieuse des théophilanthropes*, vol. 1, p. 6.

⑮ 宣誓派教団司教グレンブールの著書に記述あり。Grégoire, H., *Histoire des sectes*, 2 vols., Paris, 1810, vol. 2, pp. 101-103. 彼によれば「他者のラリヤ」シタリアン、ルニョール等の元老院議員が敬神博愛教

を支持した。ラリエは道德指導委員会にも所属。Mathiez, *op. cit.*, pp. 106-117, 169-171では本文で紹介した支持者の略歴を紹介。

⑮ *Courrier de la librairie*, N° 29, pp. 113-114 ; N° 30, p. 117 ; N° 34, p. 135. 特にメルン・トギルナルタン・・・・・サン・ニコールはルンーから多大な思想的影響を受けていた。

⑯ Chemin-Dupontès, *Qu'est-ce que la théophilanthropie?*, pp. 12-13. 「」の演説が我々「シエマン」をして市民ルヴェリエールの中に敬神博愛教の友を認めさせた。我々はこの時彼と初めて会った。しかし、我々が彼に何も要求しなかったのも、我々と彼の関係の全ては三回の訪問に限定された[……]」。

⑰ 諸新聞の反応については Mathiez, *op. cit.*, pp. 155-168.

⑱ 報告の文中には「美德に報いる者、罪への復讐者としての神の存在、靈魂の不滅、いわばこの第一の提案の自然な帰結、以上が人民に有用

おわりに

本稿で考察したシュマンの政治思想、及びその革命初期からの展開についてまとめておく。革命初期のシュマンは、新聞を発行して政治に関する自らの意見を積極的に表明した。言説の分析から明らかになったのは、彼が党派間の協調や現体制の存続を重視していたこと、及び世論の動向にも配慮していたことの二点である。このような姿勢は敬神博愛教を創設した動機にも通じる性格を持っていた。一方、ジャコバン独裁期には厳格な出版統制が実施されたため、シュマンはそれに従属することを選択した。一章で見た通り、この時代の著書の文体が彼の真意をそのまま反映していたとは考え難いけれども、シュマンは同時期において、ルソーが考案した「市民宗教」論について学習する機会を得ていた。この宗教思想を自らの主体的な意思の下に具現化する機会は第一次総裁政府期に訪れた。当時のシュマンは、世論の大半が現体制の

な礼拝の基礎だ」等の「市民宗教」賛美や、「進歩や聖なる道德の行使に最も敵対し、自由の創設や維持に最も反するローマの宗教、全てのキリスト教の宗派[……]」との記述が見られる。de la Revellière-Lépeaux, L.M., «Réflexions sur le culte, sur les cérémonies civiles et sur les fêtes nationales», *Mémoires de la Revellière-Lépeaux*, 3 vols., Paris, 1895, vol. 3, p. 10.

⑳ しかし、引用した記述の後には「しかし彼は、邪悪と無知のあらゆる行き過ぎを哲学のせいにするので、彼が革命家を批判するところの矛盾に自ら陥っている」と続いている、必ずしも全面的な同意ではなかったことが読み取れる。L'Abelle, N° 58, p. 232.

㉑ Mathiez, A., *Le Directoire. Du 11 brumaire au IV au 18 fructidor* an V, Paris, p. 265.

存続と、革命の過程で生じた政治・社会的混乱の早期收拾を求めていると考えていた。これらの問題を克服するには、共和派と王党派がそれまでの不和を乗り越え、相互に協力しなければならない。そこで彼はジャコバン独裁期に学習した「市民宗教」論から排他的な要素を削除し、細部に礼拝を組み込んだ上で、自身の理想の実現に貢献し得る市民共同体を育成しようとした。そして同時代の政治指導層に対して、自らが創設した新しい「市民宗教」への参加を呼びかけたのである。以上が、敬神博愛教が成立した政治思想上の背景である。

また、第一次総裁政府期に「出版の自由」が維持され、様々な党派が持論を公表し得る環境が整っていたことも、敬神博愛教の成立を理解する上では重要である。近年我が国では、公共性（世論に代表される、討論を媒介にした私人間の相互交流の場であり、公権力にも批判的な判断を下す）という視点から総裁政府期を捉え直す動きが進んでいる。^①そして第二章で検討したように、シユマンは同時期に新聞『アペイユ』を発行し、意欲的に自身の政治思想を発表した。時には総裁政府も批判した。加えて、彼は同紙を通して自らが創設した宗教の理念を説明し、周囲からの非難に反論した。故に、こうした活動は敬神博愛教の性格を深く規定したと思われるが、それを可能にしたのは、やはりジャコバン独裁期に比べて大幅に活性化していた世論の存在であろう。本稿の結論は、そのような意味において、前述の研究動向が示した新しい総裁政府期の歴史像とも一部重なる側面を持つ。

敬神博愛教は、啓蒙期及びジャコバン独裁期の遺産である「市民宗教」論を骨子としながらも、王党派やキリスト教との融和を謳う宗教として創設された。換言すれば、それは啓蒙思想と既存宗教、及び共和派と王党派の間に相互交流をもたらしための試みであった。このような宗教が第一次総裁政府期に成立していたことは、ともすれば「共和派・啓蒙思想」と「王党派・教会・キリスト教」の二項対立のみで理解されがちなフランス革命史に対して、新たな一面を付け加えるものである。しかしながら、一七九七年九月四日に発生したクーデタ以降、敬神博愛教はその性格を大きく変化させることになる。その詳細は今後の考察で明らかにするが、第一次総裁政府期との差異を明瞭にする上でも、概要については

ここで説明しておきたい。

この日、総裁ラ・ルヴェリエール、バラス、ルーベルは議会の王党派とそれに協力していた二名の総裁（カルノー、パルテルミ）を追放した。このクーデタによって幕が開けた第二次総裁政府期、政府の政策は極端な共和主義偏重へ転換した。まず、翌日の法令で全ての選挙人、役人、及び聖職者には「王政と無秩序に対する憎悪の誓約」が義務付けられた。

また、九月八日には出版統制も再開され、王党派系新聞の編集者は流刑に処せられることになった。政治的論議を扱う新聞には重い印紙税が課せられた。^② 加えて宗教政策にも統制色が強まり、一七九七年一月には聖職者に旬日の祝福を促す通達が出された。翌年四月には全国民に共和暦の遵守が強制され、革命を記念する国民祭典も再編された。

これらの政策に同調するかのように、敬神博愛教はその性格を変え、総裁政府との結び付きも強化された。一七九七年九月一四日以降、シュマンは政府に対してマニュアル出版のための金銭的援助を求めた。そして布教への援助は実際に行われた。その後、一七九八年一月二八日には旬日のみの礼拝実施が決定された。^③ また、同年三月にシュマンが出版した『慈善及び学校を發展させる方法に関する演説』（表四の一〇）では、「確かに彼等、この若い生徒達は共和主義者、祖国の希望となろう」というように、クーデタ以前にはなかった共和主義の賛美が言明された。同時期の『敬神博愛教徒の儀礼定式書』（表四の一三）というマニュアルには「専制の束縛をまとめるものは暴君共の恐ろしい武器。しかし共和国の支えは感情の統一「……」暴君共よ、お前達の残酷な大義は裏切りに基づいたが、人民の大義は神・自然・そして理性なのだ」^④との記述があり、信徒には王政への憎悪も強制されていたことが窺える。そこにかつての融和主義を見出すことは難しく、敬神博愛教は「革命礼拝」と呼ぶにふさわしいものに変貌を遂げたといえよう。

以上のような概要は、敬神博愛教を研究する際、クーデタの度に政策が大きく転換した総裁政府の事情を考慮に入れることの重要性を物語っている。とりわけ出版統制の再開はシュマンの言論活動、及び書籍商・印刷業者としての活動に多大な影響を与えたと思われる。^⑤ 冒頭でも述べた通り、第二次総裁政府期において敬神博愛教は政府の保護を受け、半ば国

家公認の宗教として各地に普及することになるが、そうした現象が何故起きたのかを考える際、この点は不可欠の視座となるだろう。とはいえ、本稿は敬神博愛教が成立した背景の内、政治思想上のそれを解明したに過ぎない。シュマンの宗教思想に関しては、その政治思想と密接に結び付いた「市民宗教」論を取り上げただけである。一方で、既存宗教や革命礼拝、及び啓蒙思想に対する彼の態度、そしてそれらと敬神博愛教の関係について、先行研究は十分に考察していない。この課題を克服しないままに第二次総裁政府期の展開を論じることが困難である。故に次稿では、敬神博愛教の宗教的特質、及びその思想的・文化的起源を明らかにすることを主眼に置いて検討を進めたい。

① 安藤隆穂編『フランス革命と公共性』名古屋大学出版会、二〇〇三年が代表的。

② Brown, H.G., *Ending the French Revolution: Violence, Justice, and Repression from the Terror to Napoleon*, Charlottesville, 2006, p. 159.

③ Mathiez, *op. cit.*, pp. 299, 305.

④ Chemin-Dupontès, J-B., *Discours sur la bienfaisance, et sur les moyens de faire prospérer les écoles*, an VI, 1798, BNF, 8-LD188-50, p. 8.

⑤ Id., *Rituel des théophilanthropes*, an VI, 1798, BNF, 8-LD188-6, p.

83. 「人民主権」の祭典（国民祭典の一つで、敬神博愛教徒は参加する義務あり）「出発の歌」からの引用。

⑥ 例えは「アペイユ」は第七九号（一七九七年八月一〇日）で「翌月からこの新聞は一般の関心に従い、全ての法の文言、及び総裁政府の政令を真率な發送によって伝えよう。この新会期から制定された法令も再び掲載し、新しい書物も告知し続けよう」と述べ、再編・継続を予告したにもかかわらず、九月以降は発行されていない。L'Abbeille, N° 79, p. 313.

（京都大学大学院文学研究科博士後期課程）

Les idées politiques de Chemin-Dupontès et la fondation de la théophilantropie: naissance d'une religion civile visant une réconciliation des partis pendant la Révolution française

par

YAMANAKA Satoshi

Dans l'étude de l'histoire de la Révolution française, l'analyse des activités par des révolutionnaires pour inventer de nouvelles mœurs propres au régime républicain est un des domaines les plus importants. En particulier, les activités de la période de la dictature des Jacobins (septembre 1793-juillet 1794) attirent l'attention de nombreux historiens. J'aborde un nouveau sujet dans le but de penser aux activités sous un autre aspect. Il s'agit de la théophilantropie. Pourquoi convient-elle pour ce but ? Parce que c'est un culte inventé au cours du Premier Directoire (octobre 1795-septembre 1797) qui avait de plus un caractère très original. A mon idée, son caractère religieux et l'objet de son fondateur J-B. Chemin-Dupontès (1760-1852 ?) peuvent relativiser le schéma traditionnel et raide de la Révolution française: l'antagonisme dualiste entre les républicains et les monarchistes, celui entre la philosophie des lumières et le christianisme.

Cependant, il y a peu d'études systématiques sur la théophilantropie sauf la thèse de A. Mathiez (1903), et depuis, la théophilantropie est regardée comme un culte ayant pour but d'attaquer le christianisme semblable aux autres cultes révolutionnaires. En fait, l'enquête de Mathiez relative aux idées et à l'objet de Chemin-Dupontès n'est pas suffisante, mais il est normal que Mathiez ait tiré une telle conclusion. Etant donné que le métier de Chemin-Dupontès était libraire-imprimeur, il n'était pas considéré avoir des idées lucides comme les hommes politiques. Pourtant, grâce à la découverte de nouveaux documents historiques, je me suis aperçu qu'il avait aussi manifesté plusieurs idées dans ses journaux et ses ouvrages, et son principal sujet était sur la politique. Chemin-Dupontès insérait surtout ses messages politiques dans les dogmes de la théophilantropie. En conséquence, il est absolument nécessaire d'enquêter sur ses idées politiques depuis le début de la Révolution pour éclaircir le contexte de la fondation de la théophilantropie.

En premier lieu, j'ai examiné des arguments exposés dans les journaux de Chemin-Dupontès appelés *le Pour et le Contre*, et *Journal de la Révolution* et

publiés d'août 1790 à octobre 1791. Il accordait de l'importance à la collaboration entre les partis et à l'observation des lois établies par le Parlement. De plus, il éprouvait de la répugnance pour un changement dramatique de régime, et il resta également sur cette position, même lorsque l'opinion sur la transition en un régime républicain devint puissante à cause de la tentative de fuite du Roi et de sa famille. Il trouvait le maintien du régime en place le plus important pour le futur de la France.

Sous la dictature des Jacobins qui exécutèrent un contrôle rigide des publications, il dut déclarer son entière fidélité envers eux dans ses ouvrages (Chemin-Dupontès a écrit quelques manuels scolaires approuvés par la Convention nationale). Il ne me semble pas que ces derniers exprimaient ses véritables intentions, mais il a appris en même temps la religion civile inventée par le philosophe Rousseau (exprimé dans *Le Contrat social*) pour propager efficacement l'amour de la patrie parmi les citoyens. Elle sera l'essentiel de la théophilantropie.

Au cours du Premier Directoire, alors que la confusion politique (l'opposition des républicains et des monarchistes) et le chaos économique (l'augmentation du chômage, une famine sans précédent) devenaient de plus en plus graves, le régime tomba dans une situation critique. Dans un tel contexte, quelques députés et écrivains républicains ont essayé de rétablir la confiance des citoyens envers le gouvernement et de maintenir le régime en place par la propagation de la religion civile. Chemin-Dupontès a aussi fondé la théophilantropie dans ce même but, mais plus strictement parlant, son principal objet était de maintenir le régime en place par une réconciliation des partis.

Concrètement, de novembre 1796 à août 1797, il a publié un journal intitulé *Abeille*, et manifesté son idée politique relative à la nécessité d'une réconciliation entre les républicains et les monarchistes pour le maintien du régime en place. Et puis, lors des élections du Parlement (mars 1797), il a publié une brochure intitulée *Examen des candidats aux prochaines élections* dans laquelle il recommandait la participation à la théophilantropie des citoyens partageant la même idée. Il faisait réfléchir sur cette idée dans la pratique religieuse de la théophilantropie. La preuve en est qu'elle acceptait des monarchistes comme camarades, à condition de coopérer au maintien du régime en place. En plus, Chemin-Dupontès n'y insérait pas du tout d'éléments exclusifs et caractéristiques des cultes révolutionnaires, par exemple la félicitation de la Révolution française, la glorification fanatique du régime républicain, la haine de la monarchie. Il faisait aussi profession de nouer des relations d'amitié avec le christianisme.

Au cours du Premier Directoire, la théophilantropie fut fondée comme une religion civile visant une réconciliation des partis par la propagation d'un amour supra-

partisan de la patrie.

The Establishment of Japanese Opium Regime in Guandong Leased
Territory (関東州) and the Chinese Merchants: A Study on
Japanese Rule of the Region

by

KATSURAGAWA Mitsumasa

We can see three inexplicable features in the Japanese opium regime in the Guandong Leased Territory at the beginning of its establishment. Considerations of them, while paying attention to their relations with the activities of local Chinese opium merchants, made it evident that the employment of the opium farm system by the Japanese Guandong Government aimed at making Guandong an exclusive market for Taiwanese prepared opium, but the aim was not successful. It has also become understandable that the Japanese planned to separate Guandong from the economic, human and social networks which had been set up around the region to connect it to all the other regions of the Chinese mainland. The final goal was to connect it to Taiwan in order to build up a new network ranging from Tokyo, the apex, to Guandong and Taiwan. It could be said that the plan would probably be the basic measure at that moment in order to rule Guandong, or one of the temporary basic strategies to form the Japanese empire. The later adjustment of the opium regime in Guandong was for the purpose of founding a main pillar to advance or stabilise the rule of the region. It can be concluded that historical research of the opium problems is significant as a part of the historical research of the Japanese empire.

On the Donghu

by

YOSHIMOTO Michimasa

It goes without saying that the opposition of agriculturalists in China proper to the nomads of Mongolia was one of the dynamics in the history of eastern Eura-